

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

総括研究報告書

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長

研究要旨

子ども虐待の相談件数は増加しつつあり、しかも、その処遇は大変困難であり、児童相談所等においても苦慮することが多い。これまで、早期発見のための地域でのネットワーク整備や関係機関の連携体制の必要性等、発見から通告までのシステムのあり方については関係者の共通理解が深まってきたとはいえ、現実にはなお課題は少ない。

とくに、子ども虐待についての関係者の理解を深めるための自治体における啓発活動、虐待の影響は低年齢の子どもほど深刻であるので、乳児院入所児の処遇、対応のあり方の検討、総合的な支援計画を立てるという視点の確立、虐待によって生じる精神的諸問題の正確な記載、性的被害を受けた子どもへのケアのあり方の検討、児童相談所における子ども虐待への対応の現状の把握と、効果的な処遇システムの構築、及び全国の児童相談所における子ども虐待への対応の標準化などの課題が指摘される。

そこで、本研究事業では、上述の問題意識をふまえ、下記のように、専門家による分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設等への質問紙調査や文献研究、事例の分析等の調査研究を行い、被虐待児の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究１ 被虐待児への総合的支援計画に関する研究

分担研究２ 被虐待児の精神的問題に関する研究

分担研究３ 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究

分担研究４ 子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成に関する研究

分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長

奥山眞紀子 埼玉県立小児医療センター精神科医長

柏女霊峰 淑徳大学社会学部教授

高橋重宏 駒澤大学文学部教授

A．研究目的

子どもをめぐる諸問題の中でももっとも重大なものといえる子ども虐待（児童虐待）の相談件数は急増しつつある。しかも、その処遇は大変困難であり、児童相談所等においても苦慮することが多い。これまで、早期発見のための地域でのネットワーク整備や関係機関の連携体制の必要性等、発見から通告までのシステムのあり方については関係者の共通理解がある程度深まってきたとはいえ、現実には課題も多い。

第1に、子ども虐待への対応を充実させるには、この問題について関係者の理解を深めることが必要であり、とくに自治体においての啓発活動は重要であろう。

第2に、虐待の影響は低年齢の子どもほど深刻であり、したがって子どもを保護して乳児院に入所させたケースについての処遇、対応のあり方の検討が必要である。とくに、入所前からの、入所中の親との関わり、退所後のアフターケアを含む総合的な支援計画を立てるという視点が求められる。

第3に、被虐待児への処遇、対応を検討するうえで、虐待によって生じる精神的諸問題の正確な把握が必要である。

第4に、性的被害を受けた子どもへのケアのあり方についての検討が重要な課題といえる。このことについては、わが国においてはまだ十分な検討がなされていない。

第5に、子ども虐待への対応においては児童相談所が中核となるが、そこにおける子ども虐待への対応の現状を把握し、それをふまえてより効果的な処遇システムの構築が求められている。

第6に、現在、全国の児童相談所における子ども虐待への対応は必ずしも標準化されたものではない。よりの確な対応を行う基礎として、児童相談所（あるいは児童福祉司）の虐待への共通した認識が必要であると考えられる。

そこで、本研究事業においては、上述の問題意識をふまえ、専門家による分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設等への質問紙調査や文献研究、事例の分析等の調査研究を行い、被虐待児の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究1（分担研究者：庄司順一）被虐待児への総合的支援計画に関する研究

上述の課題1、2を中心に、次の3研究課題について検討を行った。

- 1)都道府県における虐待防止の取り組みの現状
- 2)乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題
- 3)総合的支援の成功例と失敗例の検討

分担研究2（分担研究者：奥山真紀子）被虐待児の精神的問題に関する研究

上述の課題3、4を中心に、次の4研究課題について検討を行った。

- 1)被虐待児の精神的問題に関する基礎的研究
- 2)子ども虐待と崩壊性行動障害の関係
- 3)子どものトラウマ（心的外傷）のアセスメントに関するレビュー
- 4)子どもへの性的虐待・性被害の発見や対応に関する基礎的研究

分担研究3（分担研究者：柏女霊峰）児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関

する研究

上述の課題5に関して、平成9年度に全国の児童相談所で受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護を行ったすべての事例について郵送法による質問紙調査を実施し、児童相談所における児童虐待への関わりの実態を明らかにした。

分担研究4（分担研究者：高橋重宏）子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成に関する研究

上述の課題6に関して、カナダ・ブリティッシュコロンビア州、オンタリオ州、およびオーストラリアで使用されている、子ども虐待のリスク・アセスメント・モデル（リスク・マネジメント・モデル）を翻訳し、全国7カ所の児童相談所において、わが国でこれらを使用するさいの課題等について聞き取り調査を行った。

B．研究方法

福祉心理学、小児精神医学、子ども家庭福祉等の領域の専門家からなる上記の分担研究班を組織し、文献的研究、児童相談所、児童福祉施設への質問紙調査、聞き取り調査、および事例の分析等の調査研究を行った。

C．研究結果および考察

分担研究1

1)都道府県における虐待防止の取り組みの現状

都道府県・指定都市における虐待防止の取り組みの現状を明らかにするために各児童福祉主管課宛に調査票を郵送により送付し、回答を依頼した。調査項目は、都道府県・指定

都市（児童相談所を含む）で発行した子ども虐待に関する啓発冊子、パンフレット等の有無、発行している場合には、発行部数、発行年、対象とした読者、配布先等についてであった。

調査票が回収されたのは47都道府県のうち39、12指定都市のうち10で、回収率は都道府県で83.0%、指定都市で83.3%、全体で83.1%であった。

冊子を発行していたのは、22県（計26種類）および5指定都市（計7種類）、合計27県市で33種類であった。パンフレット、リーフレット、カード等を発行していたのは、16県（計22種類）および5指定都市（計7種類）、合計21県市で29種類であった。約半数の県市で冊子、パンフレット等が発行されていることが明らかになった。また、これらの発行は平成8年度、9年度以降がほとんどであった。

冊子の内容の分析からは、子ども虐待防止の現状として、発見、通告までは理解がすすんできているが、被虐待児の心理的治療が今後の重要な課題であることが示唆された。

2)乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題

乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題を明らかにするために、全国の乳児院114施設を対象に調査を実施した。109施設から回答が得られ、回収率は95.6%であった。調査対象となる母数は、1)平成9年度に全国109カ所の乳児院を退院した2,769名、および2)平成6年4月から平成11年2月末までの過去5年間に退院した13,178名であった。

平成9年度に乳児院を退院した子どものうち、693名(25.0%)が被虐待児であると考えられた。また、平成9年度に退院した子どものうち、保護者の強制引き取りによる退院であったのは22名(0.8%)であった。

過去5年間(平成6年4月～平成11年2月末)に退院した子どものうち、退院後に家庭で虐待を受けたことが確認された子どもは91名(0.7%)であった。同じく、過去5年間の退院児のうち、明らかな病死の場合を除き、殺害、事故、あるいは不審な状況で死亡した子どもは13名(0.1%)であった。13名のうち、3名(事例5、8、13)は事故による死亡とみられるが、注意すれば防げる可能性の高いもののように思われた。残り10名は保護者に殺害されたとみられるものであった。その約半数は父(継父を含む)の暴力によるものであった。

3)総合的支援の成功例と失敗例の検討

総合的支援が順調に経過したケースと予期せぬ事態に発展したケースの比較検討を行い、総合的支援計画をたてるうえでの注意点、問題点を考察した。

分担研究2

1)被虐待児の精神的問題に関する基礎的研究

被虐待児の精神的問題を明らかにするために、精神保健外来を受診した56例についてカルテから精神症状を分析した。その結果、被虐待児においては、今後、愛着の問題、心的外傷の問題を基礎に、自律の問題、自己感の問題、解離症状の問題などを中心に、さらに調査を行うことが必要であると考えられた。

2)子ども虐待と崩壊性行動障害の関係

子ども虐待と崩壊性行動障害の関係についての検討を行った。崩壊性行動障害とは、その子どもの行動上の問題のために、本人自身よりも、周囲や社会が困ることが多いものをいい、注意欠陥/多動障害、反抗挑戦性障害、行為障害(いわゆる非行)の3種類の疾患をいう。子ども虐待と、その後の崩壊性行動障害との関係を明らかにするために、今年度は文献研究を行った。その結果、被虐待体験とその後の注意欠陥/多動障害、反抗挑戦性障害、行為障害、犯罪の間には密接な関連があると思われた。

3)子どものトラウマ(心的外傷)のアセスメントに関するレビュー

アメリカ等で使用されている子どものトラウマ反応の評価法(質問紙や構造化面接法)について検討を行った。これらは診断、予防、および心理療法の効果測定といった目的で活用されており、その有効性が示唆されているものである。今後、わが国においても導入を検討すべきであると考えられた。

4)子どもへの性的虐待・性被害の発見や対応に関する基礎的研究

1990年代の子どもの性的虐待に関する研究の実情と今後の課題について文献的検討を行うとともに、性的虐待・性被害を受けた子どもについて、研究協力者にこれまでに経験した事例について調査表による調査を行った。性被害の症例は39例あったが、そのうち23例が家族内性被害、10例が家族外性被害、6例が施設内性被害であった。全例で何らかの治療が行われていたが、性被害に焦点をあてたものではなかった。性被害を受けた子ど

もへの対応の確立が求められた。

分担研究 3

児童虐待事例への児童相談所の関わりの実態を明らかにし、その問題点を改善することにより、児童虐待への効果的な処遇システム、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を得ることを目的として、全国 174 カ所の児童相談所を対象に、平成 9 年度に受理した児童虐待事例 5,352 件のうち、当該年度中に一時保護を行った事例すべてについて、質問紙による郵送調査を行った。

有効回収数は 1,245 票、有効回答率は 93.5%であった。その結果の概要を述べると、児童相談所における虐待事例への対応の実情については、第 1 に、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後に、児童相談所、とくに児童福祉司が相当回数の来所による対応、訪問、電話、その他の対応を行っており、虐待に関する対応に相当の労力がさかれていること、第 2 に、その労力には、ネットワーク形成も含まれていることが明らかになった。児童相談所が、児童・保護者への直接援助と、ネットワーク活動の両方を同時に行うこと、および児童相談所の職員体制を考えれば、児童虐待事例に対して、児童相談所が総力を挙げて対応している状況が浮かび上がってきている。第 3 に、対応の困難度が高い一方で、例えば「保護者から児童福祉司に対する暴力の危険」が割合的に低いこと、保護者の同意を得ることが「難しかった」事例が 37.9%もありながら、児童福祉法第 28 条及び第 33 条の 6 の措置をとった事例が 30 ケースしかなかったことなどから、児童相談所においては児童福祉司を中心として保護者の理解を得

るための配慮がなされていること、ないしは第 28 条等にもとづく手続きをとることに對する躊躇がみられることが示唆された。

次に、児童相談所の業務と児童虐待への対応については、今回の調査対象である一時保護を行った児童虐待事例については、一時保護による関わりを除いても、一時保護前には平均 14.5 回、一時保護中が平均 7.5 回、一時保護解除後が平均 9.5 回、総計 31.5 回であった。平成 9 年度厚生省報告例によると、電話や文書も含め相談 1 件当たり平均 6.1 回の関わりが行われている計算となる。両者を単純に比較することはできないが、虐待事例には多くの労力がかけられていることがわかった。

今後さらに相談件数の増加が予想される現状において、児童虐待に対する効果的な援助を行うには、児童相談所の体制、業務等について整理・検討することが必要と考えられた。

分担研究 4

前年度までに翻訳、検討を行ったカナダ・ブリティッシュコロンビア州、およびオーストラリアで使用されているリスク・アセスメント・モデル（リスク・マネジメント・モデル）に加え、今年度はカナダ・オンタリオ州で作成されたリスク・アセスメント・モデルを翻訳するとともに、これら 3 つのモデルについて、全国 7 カ所の児童相談所の児童福祉司を対象に、日本版の子ども虐待・ネグレクトに関するリスク・アセスメント・モデルを作成するうえでの課題について面接調査を実施した。その結果を、(1)法的な枠組み、(2)用語、(3)調査・アセスメント、(4)各モデルの評価の 4 つの観点から整理した。いず

れのモデルも、分量が多く、また用語についても細かい解説が必要であること、わが国では児童相談所が介入するさいの法的な裏付けが弱いことなどが指摘された。今後、日本版を作成するうえで、オンタリオモデルを基盤として、即座に記入できるチェックリスト式のものの、より細かい情報を書き込む記述式のものの、解説の３部から構成されるのが望ましいと考えられた。

D．結論

子ども虐待への対応はすすんできている。しかし、多くの職種の連携が不可欠な被虐待児への処遇、対応においては、虐待のアセスメント、虐待を受けた子どものトラウマのアセスメント、性被害を受けた子どものケアのあり方等、虐待についての臨床的研究の推進と、自治体における啓発活動、児童福祉施設・児童相談所の連携のもとにおける被虐待児のアフターケアのあり方等、児童相談所、あるいは児童福祉実施体制にかかわる制度的研究の推進、および施設入所時点からの総合的な支援計画の策定など、多くの課題がのこされている。本研究により、これらの課題の一部については重要な知見が得られたが、今後さらに着実に研究をすすめていくことが必要である。